

## 通関士添削問題 解答③通関業法

〔語群選択式〕 - 各問題 10 点 (2 点×5) -

- 第 1 問 イ - ⑬経営の基礎 ロ - ⑭資産内容 ハ - ⑩設備  
ニ - ⑦人的構成 ホ - ②社会的信用 (通関業法 5 条、通関業法基本通達)
- 第 2 問 イ - ①営業所 ロ - ⑧種類 ハ - ⑨税関官署への提出年月日  
ニ - ④作成 ホ - ⑥支出の総額 (通関業法 22 条)
- 第 3 問 イ - ②戒告 ロ - ⑪1 年 ハ - ⑥停止 ニ - ⑭2 年 ホ - ⑨禁止 (通関業法 35 条)

〔択一式・複数選択式〕 - 各問題 5 点 -

(※複数選択式では、選択した複数の解答のすべてが正解した場合のみ得点)

### 第 4 問 5

- 1 通関業法第 2 条 1 号イの(2)により、通関手続に該当する。
- 2 通関業法第 2 条 1 号イの(3)により、通関手続に該当する。
- 3 通関業法第 2 条 1 号イの(1)カッコ書きにより、通関手続に該当する。つまり、特例申告は、関税の確定に関する手続である。
- 4 通関業法第 2 条 1 号イの(1)の(一)により、通関手続に該当する。つまり輸出許可後の船名変更申請手続は、輸出申告の許可の内容に変更を及ぼす手続である。
- 5 通関業法 2 条に規定する通関業務に該当しない。

### 第 5 問 3、4

- 1 財務大臣が通関業の許可の際、審査委員の意見を聴かなければならないという規定はない。誤り。
- 2 通関業者(認定通関業者も含む)は、すべて営業所の所在地を管轄する税関の管轄地域にかかわらず、どこにおいても通関業務を行うことができる。誤り。
- 3 財務大臣は、営業所の新設の許可に条件を付することができる(通関業法 3 条 2 項)。正しい。
- 4 認定通関業者の場合、新たに営業所を新設しようとするときは、財務大臣にその旨を届けることができ、当該届出が受理された時に営業所の新設の許可を受けたものとみなされる(通関業法 9 条)。正しい。
- 5 通関業許可申請書の法定記載内容に、営業所の電話番号というのはない。ただし、営業所ごとの責任者の氏名は、記載要件である。誤り。

**第 6 問 2、4、5**

- 1 設問のような者を欠格事由に該当する者とする旨の規定はない。
- 2 通関業法 6 条 4 号に規定する欠格事由に該当する。なお、①関税に関する一定の犯罪、②国税・地方税ほ脱罪の場合には、罰金刑若しくは通告処分により、③通関業法違反の場合には、罰金刑により、それぞれ 3 年の欠格事由に該当する（通関業法 6 条 4、8 号）。
- 3 通関業法の規定に違反して通関業の許可を取り消された者であっても、その処分を受けた日から 2 年を経過すれば、欠格事由に該当する者ではなくなる（通関業法 6 条 8 号）。
- 4 精神の機能の障害により通関業務を適正に行なうに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行なうことができない者は、欠格事由に該当する（通関業法施行規則 1 条の 2）。
- 5 通関業法 6 条 6 号の規定より、欠格事由に該当する。2 年を経過すれば、欠格事由に該当する者ではなくなる。

**第 7 問 5 （通関業法施行令 6 条）**

- 1 特例輸入者承認申請書のみが通関士の審査を要する。
- 2 不服申立書のみが通関士の審査を要する。
- 3 関税更正請求書のみが通関士の審査を要する。
- 4 減却承認申請書も保税運送の承認に係る外国貨物運送申告者も、通関士の審査は不要である。
- 5 承入承認申請書も船（機）用品積込承認申告書も両方共、通関士の審査を要する。

**第 8 問 3、4**

- 1 通関業者が偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたことが判明したときは、財務大臣は許可を取り消すことができる（通関業法 11 条 1 項 1 号）。許可が消滅するという本肢は誤り。
- 2 通関業者が通関業務を廃止（廃業）したときは、その許可を存続させることは適当でないので、廃業という事実の発生により、通関業の許可は当然に消滅する（通関業法 10 条 1 項 1 号）。誤り。
- 3 被相続人の死亡後 60 日以内にその承継について税関長に承継の承認申請を行わなければならない（通関業法 11 条の 2 第 2 項）。正しい。
- 4 通関業の休止は、通関業法 10 条及び 11 条に規定する許可の消滅原因及び取消し原

因にも該当しない。正しい。

- 5 通関業者が破産手続開始の申立ての段階では、当該通関業の許可は消滅しない。申し立てに基づき、裁判所の破産手続開始の決定を受けると当該通関業の許可は、消滅する（通関業法 10 条 1 項 4 号）。誤り。

### 第 9 問 2、3、5

- 1 通関業者は、通関業法第 22 条 1 項（記帳、届出、報告等）に規定する帳簿に記載すべきこととされている通関業務 1 件ごとの明細の記載を、当該通関業務に関し税関官署又は財務大臣に提出した申告書の写しに所要の事項を追記することによって行うことができる。つまり、認定通関業者もそうでない通関業者もこのような取り扱いができる。誤り。
- 2 法人である通関業者は、当該通関業者の事業年度の終了後月以内に、その取扱いに係る通関業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務に係る事項を記載した報告書を翌年 6 月 30 日までに財務大臣に提出しなければならない。正しい。
- 3 通関業者は、通関業務及び関連業務に関して帳簿を設け、その収入に関する事項を記載しなければならない。正しい。
- 4 認定通関業者であっても、通関業務の従業者に異動があった場合には、その者の氏名及びその異動の内容に係る財務大臣への届出は行わなければならない。誤り。
- 5 通関業者は、通関業務に関し税関官署に提出した輸出申告書の写しを、その作成の日後 3 年間保存しなければならない。正しい。

### 第 10 問 1、2、4、5

- 1 通関業法第 38 条第 1 項（報告の徴取等）の規定による職員の質問に偽りの答弁をした通関業者は、50 万円以下の罰金の刑に処せられることがある（通関業法 43 条）。正しい。
- 2 通関業法第 34 条第 1 項（通関業者に対する監督処分）の規定による通関業務の停止の処分に違反して通関業務を行った通関業者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金の刑に処せられることがある（通関業法 41 条）。正しい。
- 3 法人である通関業者の役員が、正当な理由がなくて、その通関業務に関して知り得た秘密を他に漏らしたときは、当該役員は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金の刑に処せられることがある（通関業法 41 条）が、両罰規定ではなく当該法人に対し、罰金刑が科されることはない（通関業法 45 条）。誤り。なお、この罪は、告訴がなければ公訴を提起できない親告罪である。（通関業法 41 条 2 項）
- 4 通関業者という名称を使用した通関業者でない者は、30 万円以下の罰金の刑に処せられることがある（通関業法 44 条）。正しい。
- 5 通関業法第 33 条の 2（業務改善命令）の規定による財務大臣の業務改善命令に違反した者

は、50 万円以下の罰金の刑に処せられることがある（通関業法 43 条）。正しい。

## 通関士添削問題 解答③実務

〔択一式・計算問題〕 - 各問題 5 点 - (第 2 問 ; 10 点)

### 第 1 問 34,600 円

①修正申告前の関税額

貨物 A 6,323,000 円 (千円未満切捨)  $\times 2.5\% = 158,075$  円

貨物 B 3,463,000 円 (千円未満切捨)  $\times 3.0\% = 103,890$  円

合計額 158,075 円 + 103,890 円 = 261,900 円 (百円未満切捨)・・・①

②修正申告時の関税額

貨物 A 7,345,000 円 (千円未満切捨)  $\times 2.5\% = 183,625$  円

貨物 B 3,763,000 円 (千円未満切捨)  $\times 3.0\% = 112,890$  円

合計額 183,625 円 + 112,890 円 = 296,500 円 (百円未満切捨)・・・②

※したがって、②296,500 円 - ①261,900 円 = 34,600 円が修正申告により納付すべき関税額となる。

### 第 2 問 317,500 円

(第一回目の修正申告)

600,000 円  $\times 10\% = 60,000$  円・・・①

(第二回目の修正申告)

1,800,000 円  $\times 10\% = 180,000$  円・・・②

(2,400,000 円 [累積増差税額の合計] - ※850,000 円 [当初申告額])  $\times 5\%$   
= 77,500 円・・・③

【 ※ 850,000 円 > 500,000 円 】

60,000 円 (①) + 180,000 円 (②) + 77,500 円 (③) = 317,500 円

### 第3問 14,500,000円

- 1 CIF価格は、10,000,000円である。
- 2 イの生産に使用された鋳型に係る費用は、課税価格に算入される (1,000,000 円)。

ロの組み込まれた部分品に係る費用は、課税価格に算入される (2,500,000 円)。

ハの技術は本邦で開発されているので、その費用は課税価格には算入されない。

3 イの輸入許可後の組立て費用は、課税価格に算入されない。

ロの特許権使用料は、輸入取引の条件となっている場合には、課税価格に算入される。

$$(10,000,000 \text{円} \times 10\% = 1,000,000 \text{円})$$

ハの延払金利は、課税価格に算入されない。

$$10,000,000 \text{円} + 1,000,000 \text{円} + 2,500,000 \text{円} + 1,000,000 \text{円} = \underline{14,500,000 \text{円}}$$

#### 第 4 問 3,056,000 円

①セーターの売買契約額 (CIF 価格)  $1,500 \text{円} \times 2,000 \text{枚} = 3,000,000 \text{円}$

②倉庫保管料  $50,000 \text{円}$

③値札代  $5,000 \text{円}$

④値札送料  $1,000 \text{円}$

合計  $\underline{3,056,000 \text{円}}$

前回、輸入したセーターの不良品に対する損害に対する額は、今回の輸入取引とは、関係がないので、課税価格から控除する必要はない。

また、輸入者Mが自己のために行う販売促進費用は、課税価格に算入しない。

#### 第5問 2,200,000円

今回の輸入貨物の課税価格を計算するのであり、購入予定数量に対する課税価格を計算するのではないことに注意する。

$$30,000 \text{ kg} \times 100 \text{ 円/kg} = 3,000,000 \text{ 円}$$

変質による減価があった場合には、減価に相当する額を控除する。

$$3,000,000 \text{ 円} - 800,000 \text{ 円} = \underline{2,200,000 \text{ 円}}$$

〔択一式・複数選択式〕 - 各問題 5 点 -

(※複数選択式では、選択した複数の解答のすべてが正解した場合のみ得点)

第6問 2

すべて、小売用にした糸であるので、羊毛又は織獣毛製の糸の重量が全重量の 85%以上かどうかにより判断する。この場合、半毛単独の場合、織獣毛単独の場合及びこれらを合わせ 85%以上であれば、第 5109.10 号に該当する糸ということになる。

- 1 羊毛の重量+織獣毛の重量=100%・・・85%以上 ∴該当する。
- 2 羊毛の重量 80% ・・・ 85%未満 ∴該当しない。
- 3 羊毛の重量+織獣毛の重量=85%・・・ 85%以上 ∴該当する。
- 4 羊毛の重量+織獣毛の重量=85%・・・ 85%以上 ∴該当する。
- 5 織獣毛の重量 90% ・・・ 85%以上 ∴該当する。

第7問 2、3、5

- 1 事前照会は、文書のほか、口頭やインターネットでも行うことができる、ただし、文書による照会、それに対する回答の場合は、回答に対する再検討のための意見の申出や輸入申告の審査にあたり尊重がされない。誤り。
- 2 架空の貨物については、事前照会を行うことができない。正しい。
- 3 輸入申告前の貨物は、事前照会の対象であるが、輸入申告中の貨物は事前照会の対象にならない。正しい。
- 4 事前照会に係る貨物の内容及び回答の内容については、その内容が行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当する場合は、事前照会があっても開示されない。誤り。
- 5 事前照会についての文書の回答のうち、その交付又は送達のあった日（再交付し、又は再送達したものは、その当初の回答書の発出日）から 3 年を経過したものについては、輸入申告書の審査上、尊重されない。正しい。

第8問 1

- 1 正しい。第 11 部（紡織用繊維及びその製品）において、第 50 類から第 55 類まで、第 58.09 項又は第 59.02 項のいずれかに属するとみられる二以上の紡織用繊維からなる物品であって、当該物品を構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものがある場合には、当該物品を構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるもののみからなる物品とみなしてその所属を決定する（定率法別表の 11 部注 2 (A)）。
- 2 誤り。（関税率表第 61 類注 6 附(a)）。第 61.11 項の乳児用の衣類及び衣類附属品とは、身長 86 センチメートル以下の乳児のものとする。
- 3 誤り。（関税率表の解釈に関する通則 1）。物品の所属は、項の規定及びこれに係る部又は類の注の規定に従うこととされている。したがって、類注の規定は、当該類に属することとなる物品のほか、他の類に属することとなる物品についても規定している。
- 4 誤り。（関税率表第 38 類注 1(b)）。化学品と食用品その他の栄養価を有する物質との混合物で食料品の調製に使用するものは、第 38 類ではなく主として第 21 類の調製食料品に分類される。
- 5 誤り。第 61 類（衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）の衣類について、男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する（第 61 類注 9）。

第9問 1

- 1 帳簿は、その許可の日の属する月の翌月末日の翌日から 7 年間保存しなければならない（関税法 7 条の 9、同法施行令 4 条の 12）。したがって許可の日の翌日からという記述は、誤り。
- 2 関税法第 7 条の 2 第 2 項により、正しい。
- 3 関税法第 7 条の 4 第 1 項により、正しい。
- 4 関税定率法 10 条 1 項（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）の規定は特例申告貨物についても適用される。正しい。
- 5 関税法第 7 条の 11 第 2 項により、正しい。

第 10 問 1、5

- 1 特定委託輸出者は、輸出しようとする貨物を保税地域に入れないで（たとえば、自社の工場などで）輸出申告を行い、また許可を受けることができる（関税法 67 条の 3）。正しい。
- 2 特定輸出者及び特定委託輸出者が行う輸出申告は、原則としていずれかの税関長に対して輸出申告をすることができる（関税法 67 条の 3 第 1 項）。誤り。
- 3 特定輸出者である法人の解散は、特定輸出者の取り消し原因ではなく、承認の失効原因である（関税法 67 条の 10 第 1 項）。誤り。
- 4 特恵関税の適用を受けて輸入される貨物であっても特定輸出申告は行うことができる。誤り。
- 5 特定輸出貨物が亡失した場合は、特定輸出者は、直ちにその旨を輸出許可をした税関長に届け出なければならない（関税法 67 条の 5）。正しい。



申告書作成 第 1 問、第 2 問

## 輸出申告問題 解答

### 第 1 問 輸出申告書作成 解答

(a) ⑫ (b) ② (c) ⑥ (d) ⑭ (e) ⑪

#### 解説

- 1、本邦通貨への換算は、当該輸出貨物に係る輸出申告の日（令和 2 年 9 月 29 日）の属する週の前々週における実勢外国為替相場の平均値（102.00 円/US\$）をもって行う。
- 2、仕入書価格は、DAP 価格であることから、輸出申告価格である FOB 価格へ換算しなければならない。DAP 価格とは、仕向地持込渡条件であり、その費用負担は、輸入地までの輸送費を売手である輸出者が負担することになる。そこで、問題文の「4 のロ」の目的地（輸入港）までの海上運賃及び保険料を控除したものが、FOB 価格となる。これらの費用は、仕入書価格の 10% であることから、下記のとおり 10% を控除したもの、つまり、各品目の仕入書価格に 90% (0.9) を乗じることによって FOB 価格を求めることができる。（詳細は、下記の各品目欄を参照のこと。）

<DAP 価格を FOB 価格に換算する計算式>

$$DAP = FOB + 10\% DAP$$

$$FOB = DAP - 10\% DAP$$

$$= 90\% DAP$$

なお、問題文 4 のイは、FOB 価格を構成するものなので控除の対象とならない。

### 3、仕入書における各貨物の分類及び輸出申告価格

#### ・仕入書(1) Fresh carrot juice (Brix 8)

(1) 「ブリックス値が 8 のフレッシュ・キャロットジュース」は、野菜ジュースのその他のものとして「2009.89-000-2」に分類される（選択肢番号：⑫）。

(1) の輸出申告価格：(US \$ 18,000.00 × 0.9) × 102.00 円/US\$ = 1,652,400 円

#### ・仕入書(2) Fresh orange juice (Brix 18)

(2) 「ブリックス値が 18 のフレッシュ・オレンジジュース」は、冷凍していないものとして「2009.12-000-2」に分類される。

(2) の輸出申告価格 (US \$ 1,650.00 × 0.9) × 102.00 円/US\$ = 151,470 円

• **仕入書(3) Fresh pineapple juice (Brix 15)**

(3) 「ブリックス値が 15 のフレッシュ・パイナップルジュース」は、「2009.41-000-1」に分類される。

(3) の輸出申告価格 (US \$ 1,728.00×0.9) ×102.00 円/US\$=158,630.4 円

• **仕入書(4) Fresh lemon juice (Brix 8)**

(4) 「ブリックス値が 8 のフレッシュ・レモンジュース」は、その他のかんきつ類の果実のジュースとして「2009.31-000-4」に分類される (選択肢番号: ⑥)。

(4) の輸出申告価格: (US \$ 2,400.00×0.9) ×102.00 円/US\$=220,320 円

• **仕入書(5) Fresh lime juice (Brix 6)**

(5) 「ブリックス値が 6 のフレッシュ・ライムジュース」は、その他のかんきつ類の果実のジュースとして「2009.31-000-4」に分類される (選択肢番号: ⑥)。

(5) の輸出申告価格: (US \$ 2,700.00×0.9) ×102.00 円/US\$=247,860 円

• **仕入書(6) Fresh lemon and lime juice (Brix 7)**

(6) 「ブリックス値が 7 のフレッシュ・レモン・ライムジュース」は、混合ジュースとして「2009.90-000-1」に分類される (選択肢番号: ⑭)。

(6) の輸出申告価格: (US \$ 1,800.00×0.9) ×102.00 円/US\$=165,240 円

• **仕入書(7) Fresh tomato juice, the dry weight content of which is 10%**

(7) 「含有物の乾燥重量が全重量の 10%のトマトジュース」は、第 20 類の注 4 の規定により第 20.02 項に属し、調整等をしたトマトのその他のものとして「2002.90-000-1」に分類される (選択肢番号: ②)。

(7) の輸出申告価格: (US \$ 17,940.00×0.9) ×102.00 円/US\$=1,646,892 円

• **仕入書(8) Fresh tomato juice, the dry weight content of which is 5%**

(8) 「含有物の乾燥重量が全重量の 5%のトマトジュース」は、第 20 類注 4 の規定によりトマトジュースとして、「2009.50-000-6」に分類される。

(8) の輸出申告価格 (US \$ 1,800.00×0.9) ×102.00 円/US\$=165,240 円

• **仕入書(9) Mixtures of fresh vegetable juices**

(9) 「フレッシュ混合野菜ジュース」は、混合ジュースとして「2009.90-000-1」に分類される (選択肢番号: ⑭)。

(9) の輸出申告価格: (US \$ 2,880.00×0.9) ×102.00 円/US\$=264,384 円

4、仕入書(4)と(5)、また(6)と(9)は、それぞれ同一に分類されるので、輸出申告価格は一括した上で、他に分類された貨物の価格の大小判別を行うことに注意する。

(4)+(5)の輸出申告価格：220,320 円+247,860 円=468,180 円

<別解>下記の方法でも求められる。合算貨物について以下同様なので省略する。

(US \$ 2,400.00+US \$ 2,700.00) × 0.9 × 102.00 円 / US\$ = 468,180 円

(6)+(9)の輸出申告価格：165,240 円+264,384 円=429,624 円

5、仕入書(2)(3)(8)は、問題文 2 より申告価格が **20 万円以下の少額貨物**なのでこれらを一括して一欄にまとめ、さらに、一欄にまとめた品目のうち申告価格が最も大きいものの品目番号とし、10 桁目を「X」とすることになっている。したがって、統計品目番号は、申告価格の最も大きい (8)「含有物の乾燥重量が全重量の 5%のトマトジュース」となり、その統計品目番号は、10 桁目を X とした「2009.50-000-X」となる (選択肢番号：⑪)。

輸出申告価格は、以上の品番 (2) + (3) + (8) の 3 つの貨物の合計額となる。

輸出申告価格 (2) + (3) + (8) = 151,470 円 + 158,630.4 円 + 165,240 円  
= 475,340.4 円

6、輸出申告事項登録の統計品目番号は、**価格の大きい順に解答する**。

仕入書 番号	品名	統計品目番号	輸出申告価格	登録 画面欄
(1)	Fresh carrot juice (Brix 8)	2009.89-000-2 (⑫)	1,652,400 円	1
(2)	Fresh orange juice (Brix 18)	2009.12-000-2 (⑪)	151,470 円 (少額貨物)	5
(3)	Fresh pineapple juice (Brix 15)	2009.41-000-1 (⑪)	158,630.4 円 (少額貨物)	5
(4)	Fresh lemon juice (Brix 8)	2009.31-000-4 (⑥)	220,320 円	3
(5)	Fresh lime juice (Brix 6)	2009.31-000-4 (⑥)	247,860 円	3
(6)	Fresh lemon and lime juice (Brix 7)	2009.90-000-1 (⑭)	165,240 円 (少額貨物)	4
(7)	Fresh tomato juice, the dry weight content of which is 10%	2002.90-000-1 (②)	1,646,892 円	2
(8)	Fresh tomato juice, the dry weight content of which is 5%	2009.50-000-6 (⑪)	165,240 円 (少額貨物)	5
(9)	Mixtures of fresh vegetable juices	2009.90-000-1 (⑭)	264,384 円	4

## 合算貨物

仕入書 番号	品名	統計品目番号	輸出申告価格	登録 画面欄
(4)	Fresh lemon juice (Brix 8)	2009.31-000-4 (⑥)	468,180 円	3
(5)	Fresh lime juice (Brix 6)			
(6)	Fresh lemon and lime juice (Brix 7)	2009.90-000-1 (⑭)	429,624 円	4
(9)	Mixtures of fresh vegetable juices			
(2)	Fresh orange juice (Brix 18)	2009.50-000-X (⑪)	475,340.4 円	5
(3)	Fresh pineapple juice (Brix 15)			
(8)	Fresh tomato juice, the dry weight content of which is 5%			

## 輸入申告問題 解答

### 第 2 問 輸入申告書作成

#### 解答

- (a) ⑤ (b) ⑬ (c) ⑥ (d) ⑫ (e) ②  
(f) 922,400 (g) 889,750 (h) 403,550 (i) 223,152 (j) 102,617

#### 解説

1 本邦通貨に換算する場合は、輸入申告年月日が令和 2 年 9 月 8 日であるので、令和 2 年 8 月 23 日から 8 月 29 日までの週間平均値である 115.30 円/US\$を選択する。

2 仕入書における各貨物の分類及び輸入申告価格

・ 仕入書 1 「Curry」

カレーに分類され、「0910.99-200-3」となる。

輸入申告価格：US\$8,000×115.30 円/US\$=922,400 円

・ 仕入書 2 「Black pepper powder」

粉碎した黒こしょうで、こしょう属のペッパーとして分類され、小売用の容器に入れられたものなので、「0904.12-100-2」となる。

輸入申告価格 (US\$7,500×115.30 円/US\$) + (500bottles×50 円/bottle) = 889,750 円

・ 仕入書 3 「Turmeric powder」 (少額貨物)

粉碎したうこんで、うこんとして分類され、小売用の容器に入れられていないので、「0910.30-220-1」となる。

輸入申告価格 US\$680×115.30 円/US\$ = 78,404 円

・ 仕入書 4 「Dried capsicum」

乾燥したとうがらしなので、とうがらし属として分類され、小売用の容器に入れられているので、「0904.20-100-1」となる。

輸入申告価格 (US\$240×115.30 円/US\$) + (20bottles×50 円/bottle) = 28,672 円

・ 仕入書 5 「Paprika powder」

粉碎したパプリカ (とうがらし) なので、とうがらし属として分類され、小売用の容器に入れられているので、「0904.20-100-1」となる。

輸入申告価格 (US\$1,600×115.30 円/US\$) + (200bottles×50 円/bottle) = 194,480 円

・ 仕入書 6 「Dried thyme powder」 (少額貨物)

粉碎したタイムなので、タイムとして分類され、小売用の容器に入れられていないので、「0910.99-992-4」となる。

輸入申告価格 US\$210×115.30 円/US\$ = 24,213 円

・仕入書 7 「**Fresh ginger**」

生鮮のしょうがで、塩水に浸し一時的な保存に適する処理がされているので、「0910.10-100-6」となる。

輸入申告価格 US\$3,500×115.30 円/US\$=403,550 円

- 3 仕入書 4 と 5 は、同一に分類されるので輸入申告価格は一括した上で、他に分類された貨物の価格の大小判別を行うことに注意する。

輸入申告価格：4 の輸入申告価格+5 の輸入申告価格=28,672 円+194,480 円  
= 223,152 円

- 4 仕入書 3 と仕入書 6 は、それぞれ 20 万円以下の少額貨物なのでこれらを一括して一欄にまとめ、輸入申告価格が最も大きいものの統計品目番号とし、10 桁目を「X」とする。したがって、

統計品目番号は、3. Turmeric powder である「**0910.30-220-X**」となる。また、登録画面欄は最後の欄（第 5 欄）を選択する。

輸入申告価格：3 の輸入申告価格+6 の輸入申告価格=78,404 円+24,213 円=102,617 円

- 5 輸入申告事項登録の統計品目番号は、**価格の大きい順に解答する。**

登録画面	仕入書番号	品名	統計品目番号	輸入申告価格
1 欄 (a)(f)	1	Curry	0910.99-200-3 (選択肢：⑤)	922,400 円
2 欄 (b)(g)	2	Black pepper powder	0904.12-100-2 (選択肢：⑬)	889,750 円
3 欄 (c)(h)	7	Fresh ginger	0910.10-100-6 (選択肢：⑥)	403,550 円
4 欄 (d)(i)	4 5	Dried capsicum Paprika powder	0904.20-100-1 (選択肢：⑫)	223,152 円
5 欄 (e)(j)	3 6	Turmeric powder Dried thyme powder	0910.30-220-X (選択肢：②)	102,617 円